

記録の保存に係る「完結の日」の解釈について

居宅介護支援

記録	完結日	保存年数
指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	居宅介護支援費等の受領日	5年間
居宅サービス計画	計画期間中のサービス提供に係る最終の居宅介護支援費等の受領日	5年間
アセスメントの結果の記録 サービス担当者会議等の記録 モニタリングの結果の記録	居宅介護支援費等の受領日	5年間
市町村への通知に係る記録	対応終了日	2年間
苦情の内容等の記録	対応終了日	2年間
事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	対応終了日	2年間
従業者の勤務の記録	居宅介護支援費等の受領日	5年間

○指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録について。

例) 8月25日に指定居宅サービス事業者等との連絡調整を実施。当該調整の記録を同年9月1日に作成。当該記録の完結日はいつになるのか。

答) 連絡調整した居宅サービス事業者等を位置付けた居宅サービス計画の完結日と同様となる。

○居宅サービス計画

例) 長期目標の期間を平成30年8月25日までに設定。当該計画の完結日はいつになるのか。

答) 当該計画に係る最終の居宅介護支援費は、平成30年9月10日までに請求し、同年10月末までに支払われる。サービス費等の受領日が10月29日の場合、完結日は10月29日、保存期間の起算日は10月30日となり、平成35年10月29日までの保存が必要となる。

例) 長期目標の期間を平成 30 年 8 月末日までに設定したが、状態に変化があったため、平成 30 年 7 月 25 日で居宅サービス計画を変更した。変更前の居宅サービス計画の完結日はいつになるのか。

答) 当該計画に係る最終の居宅介護支援費は、平成 30 年 8 月 10 日までに請求し、同年 9 月末までに支払われるため、サービス費等の受領日が 9 月 29 日の場合、完結日は 9 月 29 日となり、保存期間の起算日は 9 月 30 日となる。

例) 長期目標の期間を平成 30 年 12 月末日までに設定し、短期目標の期間を平成 30 年 8 月末日までに設定した。当該計画の完結日はいつになるのか。

答) 当該計画に係る最終の居宅介護支援費は、平成 30 年 9 月 10 日までに請求し、同年 10 月末までに支払われるため、サービス費等の受領日が 10 月 29 日の場合、完結日は 10 月 29 日となる。

例) 居宅介護支援事業所 A が、利用者 B の居宅サービス計画について長期目標の期間を平成 30 年 8 月 31 日までに設定して作成。平成 30 年 8 月 25 日に居宅介護支援事業所 C が、利用者 B の居宅介護支援を行うことになった。居宅介護支援事業所 A が作成した平成 30 年 8 月 31 日までの居宅サービス計画の完結日はいつになるのか。

答) 居宅介護支援事業所 A が作成した当該居宅サービス計画については、平成 30 年 7 月分の居宅介護支援費までの請求となるため、サービス費等の受領日が 9 月 30 日の場合、平成 30 年 9 月 30 日が完結日となる。

○アセスメントの結果の記録

例) 8 月 25 日に初回のアセスメントを実施し、居宅サービス計画を 9 月 1 日に作成。当該計画に位置付けた居宅サービスは 9 月 3 日から利用開始となった。当該アセスメントの記録の完結日はいつになるのか。

答) 当該アセスメントに基づき作成した居宅サービス計画の完結日と同様となる。

※基準は最低限の保存期間を規定しているものであり、利用者との契約が継続している間は、当該利用者に関する記録類は保存されていることが望ましいです。